

事務連絡  
令和5年3月24日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室  
厚生労働省医政局研究開発政策課

### 医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査の実施について

令和4年度における医療法（昭和23年法律第205号）第25条第3項の規定に基づく立入検査については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和4年度の立入検査を実施したものとみなすものとしていたところです。

令和5年度以降の立入検査については、令和元年度以前と同様に実施することとし、医療機関による自主点検等の確認等をもって立入検査を実施したとみなさないこととします。

立入検査の実施に当たっては、実施日の決定後に感染状況等に変化があった場合には、医療機関と協議の上、日程の再調整をするなど、引き続き柔軟な対応をお願いします。

また、「特定機能病院の立入検査業務実施要領」において、医療法第25条第1項に基づく都道府県等の立入検査と合同で立入検査を実施出来るよう調整を図ることとしているところですが、都道府県等が医療法第25条第1項に基づく立入検査を実施しない場合においては、地方厚生（支）局が単独で立入検査の実施を遺漏なく行うようお願いいたします。